

第114回人口・社会統計部会議事概要

1 日 時 令和2年2月10日（月）10:00～12:10

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

津谷 典子（部会長）、佐藤 香、嶋崎 尚子

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司

【専門委員】

伏見 清秀（東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科医歯学系専攻環境社会医歯学講座
医療政策情報学教授）

康永 秀生（東京大学大学院医学系研究科臨床疫学・経済学教授）

【審議協力者（各省等）】

財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付保健統計室：渡室長、成井室長補佐、柳川室長補佐ほか

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：櫻川室長、鈴木次長、山岸企画官

政策統括官(統計基準担当)付統計審査官室：金子審査官、山崎調査官ほか

4 議 題 医療施設調査及び患者調査の変更について

5 概 要

○ 前回部会において整理・報告を求められた事項に対する調査実施者からの追加説明を踏まえて審議を行った後、審査メモに沿って、①患者調査の「報告を求める事項の変更」及び「報告者の選定方法の変更」、②医療施設調査及び患者調査の「報告を求める期間の変更」、「調査結果の公表の方法及び期日の変更」、「集計事項の変更」及び前回答申における今後の課題への対応状況等について審議を行い、一部、所要の修正を求めることとした上で、変更内容については適当と整理された。

○ その後、答申案の構成及び取りまとめの方向性について審議を行い、おおむね合意が得られたことから、今回の審議結果を踏まえて答申案を取りまとめた上で、書面決議により決定することとされた。

委員等からの主な意見等は、以下のとおり。

(1) 前回部会において整理・報告が求められた事項（「受動喫煙対策の状況」を把握する調査事項における選択肢区分等の変更【医療施設調査】）

受動喫煙対策の状況について、医療施設における対策の実態が漏れなく把握可能となるよう、厚生労働省から、敷地内全面禁煙の実施の有無と特定屋外喫煙場所の設置の有無のそれぞれを分けて把握する2つの調査事項を設定する修正案が示され、特に意見はなく了承された。

(2) 静態調査結果及び動態調査結果における医療施設数の整合性【医療施設調査】

- ・ 静態調査結果よりも動態調査結果で医療施設数が多いのは、どういった理由によるものか。
 - 医療施設を開設する場合には遺漏なく届出される一方で、廃業する際の届出が適切に行われない場合があるため、動態調査結果の方で医療施設数が多くなっているものと考えている。
 - 静態調査結果の方が、正確な数値と考えてよいか。
 - そのように考えている。

(3) 報告を求める事項の変更（「紹介の状況」、「入院前の場所」及び「退院後の行き先」【患者調査】）

- ・ 調査の連続性や調査結果の利活用の観点からも、新たに追加する「介護医療院」の選択肢については、従来の選択肢の順番を維持した上で、「その他」の前に配置することが適切ではないか。
 - 介護医療院は、介護保険施設の枠組みの中で介護老人保健施設と並ぶものと位置付けられ、かつ、介護老人保健施設よりも医療的な側面が強いことから、選択肢の順序としては、この順番が適切と考えている。
 - 報告者にとっては、この並びの方が入力しやすいと考える。また、新たな選択肢の追加により、選択肢の番号が変更されることは、よくあることであるため、統計利用者において注意すればよく、特段の問題は生じないと考える。

(4) 報告者の選定方法の変更【患者調査】

- ・ 標本設計については、「前回調査並みの精度を維持すること」とされており、前回の結果精度が良いということを前提として、それを踏襲した基本設計となっているが、例えば、全体としての標準誤差を小さくすることを目的として、母集団分散が大きい階層からは多く抽出するなど、何を目的として標本設計を行っているのかが明確になるように記載すべきと考える。
 - ご指摘を踏まえ、統計利用に際して必要と考えられる情報提供に当たっては、今後精査・検討が必要と考える。
 - 標本設計については、何を指しているのかが明確になるように修正することをお願いしたい。

(5) 報告を求める期間の変更（医療施設調査及び患者調査）

- ・ 都道府県から厚生労働省への調査票の提出期限について、医療施設調査では提出期限である11月上旬を超過した県が28県あったため、11月下旬に変更する一方、患者調査では提出期限である1月上旬を過ぎた県が21県であるにもかかわらず、変更しない理由は何か。1月は年末年始を挟み、都道府県の作業負担は、かなり大きいと想定されることから、1月中旬に変更した方が良いのではないか。

 - 患者調査については、前回調査において、提出期限を12月下旬から1月上旬に変更した経緯があり、調査票提出後の調査結果の取りまとめ等の事務手続を考慮すると、これ以上の後ろ倒しは難しいと考えている。
 - 都道府県の立場としては、期限を延ばしていただければ事務的にも余裕ができるものの、調査全体のスケジュールがあるため、このスケジュールでも十分可能と考えている。

- ・ これまでも提出期限を守れずに後ろ倒しになっていたことを踏まえると、期限を後ろ倒ししても、実態として変わらない可能性も考えられるが、提出期限が遵守されるよう、何か新しい取組を行うこととしているのか。

 - 経路機関の負担等を考えて変更するものであるが、期限を厳守するよう周知徹底するとともに、オンライン回答の利用促進を図っていきたいと考えている。
 - 提出期限を遅らせると、作業開始が遅れるだけという結果になるリスクもあるため、単純に実態に合わせて期限を後ろ倒しすることは避けるべきと考える。経路機関における審査業務の負担が大きいことも事実ではあるが、結果公表の期限があることも明確に説明した上で、期限までの提出に協力していただくよう、周知徹底することをお願いしたい。

- ・ 医療施設調査については、医療施設基本ファイルとの照合を行うとのことであるが、廃業の届出がなされていない医療機関があった場合、経路機関においては、その確認の手間が生じることになるのではないかと。届出が適切に行われるよう励行することにより、確認の手間も減り、審査に係る処理期間を短縮する余地もあるのではないかと。

 - 一般的に「届出」という制度は、仕組み上、行政側として受動的な対応とならざるを得ない場合が多いが、地方公共団体で行っている届出の励行としては、関係者に対する連絡会議や、関係団体を通じて周知をするなどの取組を行っていると考えられる。それ以外で特別な方法や効果的な方法はないのではないかと。
 - 具体的にどうすればよいのか難しい面はあると思うが、従前以上に周知徹底を図ることにより、届出漏れが少しでも減れば、調査票の審査の処理期間が少しでも早くなると考えられる。

(6) 調査結果の公表の方法及び期日、並びに集計事項の変更【医療施設調査及び患者調査】

- ・ 概数の公表は、1年以内の公表という閣議決定を遵守する観点からは非常に重要であることは理解するが、概数の公表に対するニーズは、どれくらいあるのか。概数を公表

することにより、確定数の公表時期が遅くなることについては、ニーズに合っているのか。

→ 各都道府県では、結果公表後に調査票情報の提供の手続きを行い、提供を受けた調査票情報を用いて、それぞれのニーズに応じた集計を行うこととしているため、概数という結果表において地方公共団体のニーズに合うものを提供することは、そもそも想定していない。

概数の公表に対するニーズは把握しておらず、明確にあるとは言えない。概数については、1年以内で公表することを前提として、確定数の公表遅延にこれ以上影響がない範囲で、提供可能なものを選定しており、医療施設調査、患者調査の結果として基本的な集計表であると考えている。

→ 動態調査結果からも分かるようなものを概数として公表すると、報告者の立場からは、このような内容のものを把握するために、別途大規模な調査を実施しているのかと誤解される懸念もある。単に1年以内に概数を公表すれば良いということになるのか、疑問である。

→ 概数については、1年以内の公表を達成することを目的としたものだが、調査計画のあり方として、それが適切なものなのかどうかは、当方は判断する立場にない。

→ 概数を公表してから確定値を公表することになると、公表作業が二度手間になり、確定値の公表が遅れるのではないかと危惧を持っていたが、概数で公表する集計表が1表、2表だけなら、確定数の公表が遅れることもないのではないかと思われる。

→ 概数として公表される結果表からも、色々な指標についての大まかな動向を把握することができるため、概数についても、一定程度の公表の意義はあると考えている。

- ・ 閣議決定の趣旨は、従来作成されている確定数ベースの結果を1年以内に公表することにあると考えられることから、厳しい状況であることは理解するが、今回調査に限らず、今後、人員や予算の面も含め、きちんと措置した上で、閣議決定どおり、全ての結果表を1年以内に公表するよう努力してほしい。

(7) 答申案の構成・整理の方向性

答申案の構成と整理の方向性については、答申骨子案のとおりで了承された。

6 今後の予定

答申案の方向性については、本部会で基本的に了承されたことから、今後、部会長を中心に答申(案)を作成・調整した上で、統計委員会運営規則第6条第2項の規定に基づく書面決議を行い、3月16日(月)に開催予定の第146回統計委員会において報告することとされた。

(以 上)